

# 重要事項説明書

本書面は、お客さまが旭化ホームズ株式会社（以下「当社」といいます。）にガス需給契約「ヘーベルガス supplied by 静岡ガス」をお申し込みいただくにあたり、お客さまに十分理解頂きたい事項について記載しております。必ずお読みいただき、大切に保管してくださいませよう、お願いいたします。

## 1. ガス取次事業について

- ・当社は静岡ガス株式会社（ガス小売事業者登録番号 D0009。以下「静岡ガス」といいます。）とのガス供給取次契約に基づき、静岡ガスの取次事業者として、お客さまとガス需給契約（以下「本契約」といいます。）を締結して静岡ガスの供給するガスを取次販売いたします。
- ・本契約に関する詳細事項は当社が定めるガス需給取次約款（以下「約款」といいます。）及び一般ガス導管事業者が定める託送供給約款、ガス工事約款（以下「ガス工事約款」）のとおりです。
- ・本契約は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款の別表第1の「1. 供給区域」に記載の地区にお住まいお客さまと締結いたします。

## 2. ガス使用のお申込み、および契約の成立

- ・本契約は、お客様が当社ヘーベルガス事務局への電話、当社ウェブサイトおよび当社指定の申込書によりお申し込みをいただき、当社がその申し込みを承諾した場合に成立します。
- ・お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものも含む）の料金又は延滞利息をそれぞれの契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合、当社は本契約へのお申し込みを承諾できないことがあります。その他、当社の判断によりご契約をお断りすることがあります。

## 3. ガスの使用開始日（契約開始日）

- ・使用開始日（契約開始日）は、原則として、以下の通りとし、契約成立後に改めて通知いたします。
  - ① 新たなガスの使用開始に伴うお申し込みの場合は、原則として、お客さまが希望し、当社との協議の上で決定した日といたします。
  - ② 他のガス小売事業者等からの切り替えに伴うお申し込みの場合は、契約成立日以降かつ各種契約手続きが完了後に到来する最初の定例検針日の翌日といたします。

## 4. お客さまからの申し出による契約の変更および解約に関する内容

- ・他のガス小売事業者等への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先のガス小売事業者等へお申し込み下さい。
- ・お引越し等、上記以外の理由による解約及び契約内容の変更については、当社までご連絡下さい。
- ・本契約を適用開始日から1年未満に解約され、その後1年未満に同一需要場所において再度お申し込みいただいた場合等は、これを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合は、この限りではありません。
- ・本契約の適用開始日から1年未満に他の選択約款等への変更のお申し込みがなされた場合、当社はそのお申し込みを承諾できないことがあります。

## 5. 当社からの契約変更・解約に関する内容

- ・一般ガス導管事業者が定める託送供給約款の変更・法令の改正、その他当社が必要と判断した場合には、お客さまの了承を得ることなく一般ガス供給約款等を変更する場合があります。その場合には、原則として、変更する旨及び変更後の内容並びに効力発生日を、当社ウェブサイト等に掲載することでお知らせします。なお、お客さまは、変更内容を承諾いただけない場合、解約することができます。
- ・お客さまが電気の小売事業者の変更により、当社とのヘーベル電気需給契約を解約する場合、基本約款5(3)の規定より、当社とのガス需給契約も解約となります。その為、お客さまは新たなガス小売事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。この場合、当社とのガス需給契約は、新たなガス小売事業者から解約の通知を当社が受領した直後の定例検針日をもって解約日といたします。
- ・支払期限日を経過してもガス料金のお支払いが確認できない場合や、その他お客さまが本契約に違反した場合等には、当社から本契約を解約することがあります。また、お客さまが移転しガスを使用されていないことが明らかな場合には、当社は本契約を終了することがあります。
- ・その他、ガス機器の使用状況の変化等により適用条件を満たさなくなった場合や、支払期限を経過してもガス料金のお支払いが確認できない等、お客さまが本契約に違反した場合には、当社から本契約を解約することがあります。

## 6. ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法等

- ・一般ガス導管事業者は、あらかじめ定めた毎月1度検針を行います。
- ・ガス料金は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定した使用量に基づくものとし、基本料金、従量料金（原料費調整額を含みます）の合計といたします。なお、割引制度の適用がある場合は、割引額を差し引いたものをガス料金といたします。
- ・従量料金単価は、毎月、基準単位料金に平均原料価格の変動を反映した原料費調整額を加味して決定します。そのため、原料価格の高騰や為替価格の影響等により大きく変動する（これまでの料金と比べて高くなる）可能性があります。原料費調整制度については、当社ウェブサイトをご参照ください。
- ・静岡ガスはガス料金算定期間のガスご使用量に基づき料金表を決定し、ガス料金を計算します。
- ・ご契約いただくガス料金メニュー等は「【別表】料金表」とおりです。

## 7. ガス料金のお支払い方法等

- ・当社はガス料金の明細書を当社ウェブサイトを通して、お客さまに通知いたします。当社は当該ウェブサイトを通じた明細書情報をもって、お客さまに請求を行ったものといたします。ただし、お客さまが希望する場合で当社が認めるときには、書面でお知らせすることがあります。この場合、110円(税込)/回の手数料を申し受けます。
- ・お支払い方法は、原則として、「口座振替」「クレジットカード払い」又は「その他当社の指定する方法」によりお支払いいただけます。なお、別途当社が認めた場合は、「払込み」の方法によりお支払いいただくことがあります。
- ・お支払時期は、お支払い方法により異なります。詳細は、下表をご確認ください。また、お支払いいただく期限日（以下、「支払期限日」）は、検針日の属する月の翌月の当社がガス料金の請求を行った日を支払い義務発生日（以下、「支払い義務発生日」）とし、支払い義務発生日の翌日から起算して30日目とします。

① 口座振替	原則として、ガスの検針日の翌々月の5日頃
② クレジット カード払い	クレジットカード会社が当社に立替払いする日（ガスの検針日の翌月の25日～26日頃） ※クレジットカード会社の締切日と当社のガスの検針日との関係、その他事務の都合により、2か月分を同一月に振替する場合や、クレジットカード会社からの請求がない月が発生する場合があります。
③ 払込み等	ガスの検針日の翌月末からガスの検針日の翌々月の10日頃まで

- ・支払期限日を経過してもなおガス料金が支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて、1日あたり0.0274%の延滞利息を申し受けます。ただし、支払期限日の翌日から起算して10日以内にお支払いいただいた場合、延滞利息は申し受けません。

**・お客さまが払込みの方法にて金融機関等で支払われる場合、所定の手数料をご負担いただきます。**

## 8. 供給ガスの圧力、熱量、燃焼性（ガスグループ）、ウォッペ指数および燃焼速度

- ・静岡ガスは、原則として、次に規定する圧力、熱量、燃焼性、ウォッペ指数、燃焼速度のガスを供給いたします。
- ・ガスグループは「13A」ですので、ガス機器は「13A用」と表示されている機器をご使用ください。

供給圧力	供給熱量	ガスグループ	ウォッペ指数	燃焼速度
最高圧力： 2.5kPa	標準熱量：45MJ	13A	最高ウォッペ指数：57.8	最高燃焼速度：47
最低圧力： 1.0kPa	最低熱量：44MJ		最低ウォッペ指数：52.7	最低燃焼速度：35

## 9. 消費機器調査の結果等の取り扱い

- ・静岡ガスは消費機器調査の結果等について、保安確保を目的として、一般ガス導管事業者へ提供いたします。

## 10. 供給又は使用の制限等

- ・当社、静岡ガス又は一般ガス導管事業者は、災害等その他の不可抗力が生じた場合や保安上又はガスの安定供給上必要な場合等には、ガスの供給を制限若しくは中止をし、又はお客さまにご使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。

## 11. 導管、ガスメーターその他設備に関する工事費用

- ・本契約のお申し込みに伴いガス工事を必要とする場合は、ガス工事約款に基づき、一般ガス導管事業者へガス工事をお申し込みいただけます。
- ・内管、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置及び整圧器等（以下、「お客さま所有の供給施設」）はお客さまの所有とし、お客さまの費用負担で設置していただきます。契約の開始・変更、設備の変更その他お客さまの都合による契約内

容の変更等により、ガス設備について工事費等の負担金が発生した場合は、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

- ・ガスメーターは一般ガス導管事業者が所有するものを設置し、これに要する工事費はお客さまにご負担いただきます。
- ・本支管及び整圧器(お客さまのために設置される整圧器は除きます)は、一般ガス導管事業者の所有とし、ガス工事約款に定める差額が生じた場合は、その差額に消費税相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担いただきます。
- ・その他設備に関するお客さまの費用負担については、ガス工事約款の定めに従うものとします。

## 12. ガスの供給及び保安に関する責任とお客さまへのご協力をお願い

- ・お客さま所有の供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。また、一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、お客さま所有の供給施設について検査及び緊急時の応急措置等の保安責任を負います。なお、お客さまが一般ガス導管事業者の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、一般ガス導管事業者は賠償の責任を負いません。
- ・一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管及びガス栓等の供給施設について、お客さまの承諾を得て検査し、その結果を速やかにお知らせします。当社、静岡ガスは、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された消費機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査し、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかつたときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- ・ガスの供給にあたり、以下の事項にご協力いただきます。(詳しくは、当社約款及び一般ガス導管事業者の定める託送供給約款をご確認下さい。)
  - ① **当社、静岡ガス又は一般ガス導管事業者は、検針や検査及び調査のための作業、供給施設の設計、施工又は維持管理に関する作業等を実施するため、お客さまの土地及び建物に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。**
  - ② 当社、又は静岡ガスがガスの使用に伴う危険の発生を防止するためにお知らせした事項等を遵守して、ガスを適切かつ安全に使用していただくとともに、保安業務に協力するよう努めていただきます。
  - ③ **ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合、一般ガス導管事業者は、直ちに適切な処置をとります。**
  - ④ 当社、静岡ガス又は一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、ガス消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。
  - ⑤ ガスの供給、又は使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社、静岡ガス又は一般ガス導管事業者がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給又は使用の状態が復旧しないときは、一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
  - ⑥ ガス契約が解約された後も、ガスメーター等、一般ガス導管事業者所有の既設供給設備を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場に引き続き置かせていただくことがあります。
  - ⑦ お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、消費機器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているにもかかわらず、検査料をご負担していただきます。
  - ⑧ その他保安について、当社約款に定められた項目を遵守していただきます。

## 13. 本契約の締結要件等

- ・当社は、お客さまが次の各号の条件を全て満たしていることを本契約締結の要件といたします。
  - ① 静岡ガスが定める託送供給約款の別表第1の「供給区域」に記載の地区にお住まいのお客さま
  - ② **お客さまが、ヘーベル電気需給契約を締結されているもしくは本契約と同時にヘーベル電気需給契約の締結を承諾いただけるお客さま**
- ・当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、本契約を締結することができないことがあります。
  - ① お客さまが、静岡ガスとのガス需給契約上、複数のガスメーターを組み合わせて1需要場所とみなし、メーター毎の使用量を合計して料金を算定している場合
  - ② お客さまが、静岡ガスのガス・電気セット割を適用中若しくは申し込み中の場合。なお、静岡ガスのガス・電気セット割を解除した場合は、この限りではありません
  - ③ 当社又は静岡ガスの責めによらない事由により、ガスの供給が不可能若しくは著しく困難な場合
  - ④ 当社とお客さまとの他の契約(すでに終了しているものを含みます。)の料金(ガス料金、付帯サービス料金をいいます。)について、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
  - ⑤ 当社が、お客さまのお申し込み内容の不備や当社の設定する与信基準その他当社所定の基準により、申し込みを承諾できない場合

## 14. ガス小売事業者における個人情報の利用について

当社は、ガス供給および使用に関するお客様情報について、静岡ガス、一般ガス導管事業者

および他のガス小売事業者に個人情報の提供をすることがあります。

## 15. その他

- ・お申し込みにあたっては、供給条件の説明、契約変更前の書面交付及び契約変更後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
  - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、ウェブサイト上での開示又は電子メールの送信、その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。
- ・上記にかかわらず、一般ガス供給約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更や、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- ・当社及び静岡ガスは、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、ウェブサイト、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせすることに、あらかじめ承諾していただきます。
- ・他のガス小売事業者から切り替えて当社のガスをご契約いただく場合には、解約に伴う不利益(解約金やポイントの失効等)が発生する場合があります。他のガス小売事業者との契約内容をご確認下さい。
  - ・**静岡ガスの一般料金契約をご利用いただいているお客さまにおかれましては長期割引が適用されている場合がありますので以下のことにご注意の上、切り替えをお願いします。**
    - ① **静岡ガスとの契約期間は引き継がれず、長期割引は適用されません。**
    - ② **また、ヘーベルガスと一般料金契約を10年以上継続いただくと、長期割引が自動的に適用されます。**
- ・クーリング・オフや当社からの解除等により無契約状態となった場合、当社、静岡ガス又は一般ガス導管事業者がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給に係る契約(最終保障供給を含みます。)を締結しなかつた場合、当社、静岡ガス又は一般ガス導管事業者はガスの供給を停止することがあります。また、当社、静岡ガス又は一般ガス導管事業者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。
- ・お客さまには、自己又は自己が法人であった場合には役員若しくは従業員が、現在かつ将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証していただきます。

### ガス取次事業者のお問合せ先

事業者名： 旭化成ホームズ株式会社  
住所： 東京都千代田区神田神保町 1-105 神保町三井ビルディング 7 階  
問い合わせ先： ヘーベリアンセンター ヘーベルガス担当  
0120-277-739(戸建)/ 0120-277-839(メゾン)  
受付時間： 月・火・木・金・土 10:00~17:00  
休業日： 水・日・祝日・年末年始等  
メール：[hebeldenki-m@om.asahi-kasei.co.jp](mailto:hebeldenki-m@om.asahi-kasei.co.jp)

### ガス小売事業者のお問合せ先

事業者名： 静岡ガス株式会社  
登録番号： D0009  
住所： 静岡県静岡市駿河区八幡 1 丁目 5-38  
問い合わせ先： 静岡ガスお客さまコンタクトセンター 0570-020-161  
受付時間： 月~金曜日 8:45~19:00  
土・日・祝日、年末年始(12月29日~1月4日)、5/1 8:45~18:00  
(ウェブサイト) <https://www.shizuokagas.co.jp/>

**【別表】料金表 ※金額は消費税等相当額を含みます。**

- ・ガス料金は下記料金表を適用して、1か月のガスご使用量に基づき、基本料金と従量料金（従量料金単価×使用量）の合計額となります。割引制度が適用される契約については、合計額より割引額を差し引いた額となります。なお、1か月のご使用量が0m<sup>3</sup>の場合は割引の適用は行いません。
- ・下記の基準単位料金は、2015年6月時点の原料価格に基づき決定したものです。（基準平均原料価格 83,090円）
- ・長期割引（付帯割引約款）は同一契約者が同一場所において10年以上継続してガスをご契約の場合に適用いたします。対象となるガス料金メニューは、一般ガス供給約款です。
- ・料金の日割計算を行う場合（新たなガスの使用開始や解約等により料金算定期間が29日以下又は36日以上となる場合や前回の検針日から次の検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合等）を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定します。

ガス料金 (税込み、円未満切り捨て)	=	基本 料金	+	従量料金 (原料費調整額を含む。)※1
-----------------------	---	----------	---	------------------------

**【一般契約料金表】※2**

料金表	1か月のご使用量	基本料金（円/月）	基準単位料金※1（円/m）
A	0 m <sup>3</sup> から10 m <sup>3</sup> まで	858.00	232.49
B	10 m <sup>3</sup> をこえて25 m <sup>3</sup> まで	902.00	228.09
C	25 m <sup>3</sup> をこえて60 m <sup>3</sup> まで	1430.00	206.98
D	60 m <sup>3</sup> をこえて150 m <sup>3</sup> まで	1551.00	204.95
E	150 m <sup>3</sup> をこえる場合	1741.15	203.68

※1 従量料金単価は原料費調整制度にもとづき基準単位料金をもとに毎月調整いたします。実際に適用される単価は当社ウェブサイトにて確認いただけます。

※2 【一般契約料金】には、長期割引制度があります。10年以上ガス契約を継続いただいた場合、割引前料金額から、2%相当の割引額（割引上限額 550円/月）を差し引きます。